



福岡県医師会第222号（総）
平成22年4月22日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横 倉 義 武
(公印省略)

覚せい剤原料「エフピー錠2.5」の取り扱いについて

標記の件につきまして、福岡県保健医療介護部薬務課長より別紙のとおり通知がまいりましたので、お知らせいたします。

本通知は、覚せい剤原料「エフピー錠2.5」が本年4月1日より経過措置品目となり、使用期限が平成23年3月31日となったことから、経過措置期間を過ぎると破棄することが予想され、その場合には、覚せい剤取締法第30条13に基づき、都道府県知事に届け出て、覚せい剤監視員の立会いの下に行うよう注意喚起するものです。

つきましては、所有する覚せい剤原料を破棄する際には、必ず上記手続きが行われますよう十分ご留意いただきたく貴会会員へご周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

精神保健担当理事 福富稔明
会長 蒲池 壽

「公印省略」

2 1 薬 第 3 2 6 0 号

平成 2 2 年 3 月 3 1 日

社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部薬務課長

(麻 薬 係)

覚せい剤原料「エフピー錠 2. 5」の取扱いについて

覚せい剤原料の適正な取扱いについては、平素よりご尽力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、保険医及び保険薬剤師の使用医薬品については「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成 18 年厚生労働省告示第 107 号）の第 6 及び第 1 4 に定められていますが、平成 22 年厚生労働省告示第 76 号をもって、平成 2 2 年 4 月 1 日から覚せい剤原料「エフピー錠 2. 5」が経過措置品目となり、その使用期限は平成 2 3 年 3 月 3 1 日限りとされました。

医療機関及び薬局の開設者は、覚せい剤取締法上、医薬品である覚せい剤原料を購入元に返品（譲渡）することはできず、経過措置期間を満了すると、その所有する覚せい剤原料を廃棄することが予想されます。

医療機関、薬局の開設者及び覚せい剤原料取扱者は、所有する覚せい剤原料を廃棄するときには、覚せい剤取締法第 3 0 条の 1 3 に基づき、保管場所の所在地の都道府県知事に届け出て、覚せい剤監視員の立会の下に行うこととなっております。

つきましては、所定の手続きを経ないまま廃棄することがないように、貴会員に対する周知について特段のご配慮をお願いいたします。

